## 平成24年度 第3回

# 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会の公開・非公開について(案)

### 1. 第3回運営委員会の主な協議内容

平成25年度のファンド処分対象事業(案)について

#### 2. 公開・非公開の別

非公開

# 3. 非公開の理由

運営委員会においては、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの処分対象事業として、主に、事業者に対する補助事業の内容を検討することとしているが、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、情報公開条例第7条第4号に基づく非公開情報に該当するため、同条例第38条に基づき、会議を非公開とするもの。

## 4. 根拠規定

○情報公開条例 第7条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報 (以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対 し、当該公文書を公開しなければならない。

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) <u>市の機関</u>及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。)の<u>内部</u>又は相互<u>における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は<u>特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></u>
- (5) (略)

### ○情報公開条例 第38条

附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、<u>その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、</u>又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。